

令和4年度 大津市立皇子山中学校いじめ防止基本方針

令和4年4月

目次

はじめに

I	本校のいじめ防止対策に係わる課題	P3
	(1) 関係構築の問題	
	(2) 教員のスキル・経験の問題	
	(3) 認知・理解の問題	
	(4) 解決に向けた制度・体制上の問題	
	(5) 解決に向けた取組内容・方法の問題	
II	いじめ防止に向けた行動計画（基本施策）	P5
1	いじめ防止等のための対策に係る基本的な考え方	
	(1) いじめの未然防止	
	①子どもの主体的な参画	
	②子どもに対する教育・啓発	
	③教員に対する研修・支援	
	④その他（学校独自の取組）	
	(2) いじめの早期発見	
	①いじめに関する情報収集	
	②いじめに関する情報共有	
	③その他（学校独自の取組）	
	(3) いじめへの対処	
	①いじめの対処	
	②その他（学校独自の取組）	
	<行動計画の推進体制>	P11
2	いじめ対策委員会の設置	
	(1) 役割	
	(2) 構成員	
	(3) 関係する校内委員会等との連携	
	(4) いじめ事案対応フロー図	
3	その他 いじめ防止等のための対策に関する重要事項	
	<計画の推進状況の把握と公開>	P12
	(1) 計画に基づいた活動実績の把握	
	(2) いじめに対する意識や行動の変化状況の把握	
	(3) いじめ問題の解決状況の把握	
	(4) 計画の見直し	
	(5) 教育委員会への報告	
	(6) 基本方針、年間計画の公開・説明	
4	いじめ防止等に向けた年間計画	P13
	<重大事態への対応>	P14

<はじめに>

平成 23 年 10 月 11 日、中学 2 年生の男子生徒が自ら命を絶つというたいへん悲しい事案が発生し、平成 24 年 7 月にはその事案への対応について全国的に注目を集めるような事態になりました。平成 24 年 8 月には「第三者調査委員会」が始まり、平成 25 年 1 月末にその報告書が大津市に提出され、同 2 月には「大津市子どものいじめの防止に関する条例」がつくられ、さらに、国レベルで「いじめ防止対策推進法」や「いじめの防止等のための基本的な方針」が定められました。このように国をも動かす元になった事案は、本校で発生しました。

事案が発生した直後から現在に至るまで、事案を通して、またすべての教育活動において、いじめ防止のためにどう行動するべきなのかを考え続けてきました。学校内部の視点からのみでなく、教育委員会、市当局、警察機関、第三者調査委員会、また、保護者や地域、さらには広く全国から多数の方々の視点からの提言や意見も得ました。

この反省を元に、私たちに課せられた重い責任を受けとめ、いじめ防止対策の一層の充実を図らなければなりません。また、第 3 期大津市教育振興基本計画の基本方針にある通り、いじめ対策については、子どもの命に関わることとして、「子どもの変容を意識高く読み取ること」、「組織的対応を行うこと」、「保護者や関係機関と連携すること」について全職員が常に意識し、いじめ対策に努めていくこと、を念頭におき、本校のいじめ防止基本方針を策定します。この方針に基づき「本校の子どもが安心して生活し、学ぶことができる」環境をつくるために行動していきます。

I 本校のいじめ防止対策に係わる課題

(1) 関係構築の問題

①子ども同士のコミュニケーション

本校は 758 名の大規模校であり、それぞれ環境・規模が違う 4 つの小学校から入学してきます。そのため新しい人間関係を築こうとする中で、トラブルが起こることが多くあります。その要因として子ども同士のコミュニケーション能力が低く、思いを正確に伝えられなかったり、気を引くために体をぶついたりするような行動をとってしまう場合があります。また、近年発達したネット社会の中で実際に相手と向き合わないで、ネットを通してコミュニケーションをとる機会やスマートフォン等携帯電話でのやりとりが増えており、そこでの気持ちのすれ違いが大きなトラブルに結びついています。

②子どもと教員のコミュニケーション

思春期の子どもは大人に悩みを相談する機会が少なくなるため、教員からの働きかけが重要になります。本校では各学期と夏休み明けに教育相談の時間を設定しています。生徒が担任や希望する教員と 1 対 1 で話をするのですが、コミュニケーションが苦手な子どもは教員ともうまく話すことができない場合もあります。また、教員が多忙なこともあり、子どもとコミュニケーションをとる時間が少ない状態であることも課題になっています。

③教員間のコミュニケーション・情報共有

平成 23 年度の事案の反省で、いじめの疑いが確認できた段階で断片的な情報が一部の教員の中では共有できていましたが、全体像をつかむ情報共有ができていませんでした。同僚の教員間、学年の教員間、指導・助言を与えるべき立場にある、子ども支援コーディネータ

一、いじめ等学校支援加配、児童生徒支援加配教員、学年主任、生徒指導主事、管理職とのコミュニケーションを十分にとる体制作りが大切です。

④学校と家庭のコミュニケーション

学校と家庭、学校と地域、保護者間などのコミュニケーションが年々難しくなってきました。4学区の小学校から集まるため、子どもの人間関係が小学校の時より広がり保護者同士のコミュニケーションがとりにくい状態にあります。共働きの保護者も多く、学校から保護者への連絡がとりにくいことも課題です。

(2) 教員のスキル・経験の問題

学校において子どもと接する時間が最も長く、子どもの様子を把握することができるのは教員です。教員には子どもの視点に立って問題の本質を把握し、望ましい方向に導くためのスキルや経験が必要になります。

「子どもの話を聞く教員の姿勢・能力の向上」「人間づくり、人間関係づくりのための教育力・指導力の習得」など具体的な課題があります。

思春期の子どものこころを受け止めることは難しいことではありますが、教員は子どもに信頼される言動をとらなければなりません。しかし、諸問題を教員が一人で抱えてしまうと、教員が思い悩んでしまう危険性もあります。経験豊富な教員と若い教員がチームを組んで子どもに対応することが必要です。

(3) 認知・理解の問題

生徒指導の問題の中でも、いじめ問題に関しては、教員、家庭、また地域においても認知・理解が十分でない場合があります。いじめは一定の人間関係の中で起こるため、それがじゃれ合いなのか、いじめにつながる行為なのか第三者が見極めて指導する必要があります。そのためには、教員だけでなく、家庭や地域においてもいじめに対する認識や取り組みに対する意識に差異をなくすことが大切です。

(4) 解決に向けた制度・体制上の問題

いじめの防止に取り組むためには、いじめを防止する環境や体制を整備することが必要になります。また、特別な教育的支援を要する子どもが増加し、個別対応が難しい中で起こるいじめ事案は、より対応が困難になります。教員が個別にしっかり生徒に向き合う時間を確保するための体制作りの支援が必要です。

(5) 解決に向けた取り組み内容・方法の問題

いじめの背景には、社会システム全体に関わる構造的な要因があり、多くの課題が存在しています。いじめ問題の解決に向けて取り組む中で、学校から家庭への適切な説明や十分な対応、近年のインターネットを通じたいじめ問題に関する新たな対応など、その内容や方法について検証していく必要があります。

II いじめ防止に向けた行動計画（基本施策）

1 いじめ防止等のための対策に係る基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対処」に的確に取り組むことが必要であると考えます。いじめ防止対策推進法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対処」に組織的に取り組みます。また、誰もが、いじめは生徒の尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識を持つとともに、生徒が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域の願いであるとともに、責務でもあります。そのことを踏まえたいじめ防止等のための対策は、学校の内外を問わず学校・家庭・地域・関係機関が互いに協力して、生徒が安心して生活し、学習その他の活動に取り組むことができる環境を整え、いじめがなくなるように努めることを旨として行われなければなりません。

また、いじめを受けた生徒については、その声に耳を傾け、生徒の置かれている状況と生徒の気持ちを理解しながら、その思いを聴き出すまで関わっていくことが大切です。そして、このことを通して、生徒自身の力でいじめ問題を解決できるよう支援していくことも重要であると考えます。

（1）いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要です。

このため、本校では、すべての生徒をより良い人間関係を構築できるよう育み、いじめを生まない環境をつくるために、家庭、地域その他の関係者が一体となって継続的な取組を進めます。

また、教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことへの理解を促すとともに、豊かな情操や道徳心、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などを育みます。

さらに、生徒が豊かな人間関係をつくることができるよう、生徒一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて、相手の気持ちを理解できる心の育成を図るとともに、生徒が人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権とともに大切に、実践的な態度を身につけられるよう努めます。

加えて、生徒の自主的・自治的な活動を進め、生徒自らがいじめの未然防止に取り組むなどして、すべての生徒が安心して生活し、学ぶことができる学級・いじめのない学校づくりを推進します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を重点的に進めます。

① 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の 具体的な取組	取組目標
a	児童会及び生徒会を主体とした活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「ONS（皇子山中学校悩み相談）プロジェクト」の実施。 （全校生徒から悩みを吸い上げ、その中から選んだいくつかの悩みについて全校生徒が解決策を考え、アドバイスをする取組。一人の悩みを全校生徒で考えることによって、互いに思いやる気持ちを育み、悩みを共有する皇子山中学校の仲間としての連帯感が生まれる。） ・「ピンクシャツデー」の取組の実施。 （いじめ撲滅運動としてカナダから世界に広がるピンクシャツデーに賛同し、3年生の代議員を中心に全校生徒で取り組む活動。一人一人が考えたいじめ防止メッセージを掲示し、2月のピンクシャツデーにはできるだけピンク色のものを身につけ参加する。一人の力でできることは少ないが、力を合わせれば大きな力になることを実感できる取組である。）
b	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・年度始めの学級活動等で、学校・学年・学級の目標を確認し、生徒一人一人が大切にされる集団づくりを推進する。

② 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の 具体的な取組	取組目標
a	子どもの心を豊かにする教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・研究主題を「伝え合う力の育成 ～皇中スタンダード（聴く・考える・表す）の構築～」とし、生徒指導の機能を生かした授業づくりに取り組む。
b	自他ともに認め合う人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習や道徳科の授業を通して、いじめ防止・人権意識の向上を図る。 ・生徒一人一人が認め合うことのできる学級経営に取り組む。
c	いじめ問題に係る子どもの解決力を育むための教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・6月、10月、2月には、道徳科でいじめを取り上げた教材を用い、命の大切さを学び、いじめ防止・人権意識の向上を図る。
d	専門家によるいじめ問題や人権教育等に係る授業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「命の大切さを学ぶ教室」の実施。 スクールカウンセラーによる授業を設け、ストレスの解消法や思いやりのある声かけなどを学び、他者理解をすすめる。
e	子どもの存在や意見が大切にさ	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒一人一人が大切にされる授業づくりを推進する。所属感や自己存在感を感じることが出来る学級経営を行う

	れる授業づくり・学級づくりの推進	とともに、折り合いをつける話し合いの仕方など、その指導方法を教職員の研修として位置づけ、実施する。 ・個別の支援計画を作成し、教育上特別の支援を必要とする子どもの状態を継続的に捉え、記録した上での指導計画を策定する。子どもたちが、その行動をまわりに理解されずトラブルに巻き込まれ、いじめ事案につながることもある。学級をこえて情報の共有や引き継ぎが行えるようにしている。
f	いじめ防止啓発月間・人権週間における取組	・6月及び10月のいじめ防止啓発月間に人権学習や道徳の授業を通して、いじめ防止の重点化を図る。また、人権週間における取組を通して、生徒一人一人が大切な存在であることを理解させる。 ・2月にピンクシャツデーの取組を実施する。
g	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	・体育祭や皇中祭などの行事を中心に、1～3年生を縦割りにする「団」を編成し、交流を深める。 ・ボランティア活動を通して、幼稚園・保育園・高齢者施設等を訪問、異年齢交流を推進し、思いやりの心を育てる。自己有用感、自尊感情の醸成につなげる。
h	ネット上のいじめを含めた情報モラル教育の推進	・講師を招き、ネット社会で起こるトラブルについての講演会を行い、情報モラル教育を推進する。 ・生徒会活動や学級会活動において、SNSの適切な利用について考える機会を設け、適切に判断できる力を培う。

③ 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的な取組	取組目標
a	いじめ対策に関する校内研修の実施及びいじめ対策の取組にかかわる教員体制の整備	・若手教職員を対象として、いじめ未然防止に関する研修を実施し、意識啓発に努める。 ・夏季休業期間における職員研修において、喫緊の課題について教員の知識や指導力の共有・向上を図り、いじめの未然防止に努める。 ・年1回の保護者や地域の方々対象に全学級で道徳科の公開授業を行う。それに向けて、教員が指導方法や教材研究に努める。
b	学校いじめ防止基本方針及び子ども支援コーディネーター等の周知	・学校いじめ防止基本方針及び子ども支援コーディネーター、いじめ等学校支援加配等の役割について全教職員が確認し、いじめの未然防止に努める。 ・保護者や地域にも、学校通信などで情報を発信し、周知を図る。

c	いじめ事案対応に係る教員への指導・助言及び組織的支援体制の充実	・いじめ事案が起こった際には、いじめ対策担当教員が早急にいじめ対策委員会を開き、いじめ事案対応に係る教員への的確な指導・助言を行い、組織的な支援体制の充実を図る。
---	---------------------------------	---

④ その他

学校独自の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・朝の時間帯に人権放送を定期的に行う。生徒作文や詩の朗読、音楽鑑賞などさまざまなものに接し、自分をみつめる穏やかな時間を全校で共有していく。 ・毎年「命を思う集い」を開催する。平成23年度に命を失った仲間のことを忘れず、命を大切にする気持ちを培う。安全・安心な学校を作るために、一人一人が大切にされる必要があることを、生徒の発表を通して学ぶ。
---------	--

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、また、事実認定が難しいものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、すべての大人が連携し、生徒の些細な変化に気づく鋭い観察力を高めることが必要です。

このため、本校では、複数配置された子ども支援コーディネーター、いじめ等学校支援加配をはじめとして、個々の教員が日頃から生徒の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持ち、積極的に認知できるよう努めます。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、いじめ対策委員会の場で表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行います。

また、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。さらに、生徒にとって、いじめられていることは周りに相談しにくいものであるだけに、生徒が安心して相談できるよう、教職員は、日頃から積極的に生徒に声かけをするなど、生徒との信頼関係を築くとともに、学校として、定期的な調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、被害や悩みを訴えやすい体制や環境を整えます。加えて、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めるため、地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築できるように努めます。

ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を重点的に進めます。

① いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的な取組	取組目標
a	いじめに関する定期的なアンケート調査の実施	・月1回アンケート調査（苦楽好シート）を実施する。いじめの手がかりとなる情報を早期にキャッチし、指導の糸口を探る。

b	子ども支援コーディネーター、いじめ等学校支援加配を中心としたいじめの疑いを含めた情報の集約	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの早期発見に向けた情報収集活動を強化するため、これまで行ってきたアンケート等の情報収集に関する取組を継続・強化していく。 ・生徒や保護者からの聞き取り後、子ども支援コーディネーターやいじめ等学校支援加配と情報共有を必ず行う仕組みをつくり、実践していく。
c	いじめが発生するピーク時の校舎内及び校門等における見守り活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・始業前、休み時間、昼食時間、昼休み、放課後、校内での見守りパトロールを全校体制で行う。
d	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・各学期に最低1回教育相談期間を設け、担任が全員の生徒と話す時間を作る。また、生徒の希望により、担任以外の教員やスクールカウンセラーと話す時間を作る。 ・長期休業明けに教育相談期間を持ち、子どもの様子を敏感にとらえる。
e	日頃からの家庭との連携及び情報交換	<ul style="list-style-type: none"> ・気になることがあれば、日頃から家庭と連絡を密に取り合い、連携及び情報交換を進める。
f	ネット上のいじめに係る保護者との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・SNSやネット上でのトラブルやいじめがあるので、これらを利用している生徒及び、保護者への啓発に努める。

② いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的な取組	取組目標
a	いじめ事案の情報共有を図るための「いじめ対策委員会」の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ事案が起こった際には、即座にいじめ対策委員会を開き、指導方針・対策を確認し、直ちに対応する。全教職員で情報共有を図る。
b	学年及び校種を越えた情報共有の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ事案がないときも週1回は生徒指導部会で情報交換を行い、いじめの未然防止に努める。 ・気になることがあれば、異校種間でも連絡を取り合い、連携及び情報交換を進める。

③ その他

学校独自の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・全校体制で毎朝、生徒の遅刻、欠席確認を行い、顕著な生活習慣の乱れがないか確認する。
---------	--

(3) いじめへの対処

生徒からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立つ必要があります。このため、本校では、いじめがあった場合はもちろんのこと、いじめの疑いがある段階で、いじめを受けた（もしくは受けたと思われる）生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保しつつ、「いじめ対策委員会」を開催します。その場で、情報の共有を図るとともに、指導方針等について検討し、直ちに対処します。この際、いじめを受けた生徒の立場を配慮しつつ、関係する生徒

から事実を確認するとともに、必要に応じて専門家と連携し、適切な支援に努めます。

また、家庭や市教育委員会への報告・連絡を行い、緊密な連携を図ります。加えて、いじめを行った生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、必要に応じて、心理、福祉、医療、司法、警察等の関係機関と適切な連携を図ります。

このため、平素からすべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

ついで、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を重点的に進めます。

① いじめの対処

No.	行動計画の具体的な取組	取組目標
a	組織的にいじめ事案に対処するための「いじめ対策委員会」における対応	・いじめの疑い事案発生時に開催し、組織的かつ迅速にいじめ事案に対処する。
b	いじめ事案の解決に向けた対応	・被害者の心のケアについては、担任を中心に学年教員や部活動顧問等で行い、保護者と連携を取りながら、必要に応じS C等の専門家と連携して支援する。加害者には、学校での指導だけでなく、必要に応じて関係機関等と連携を図り、指導する。
c	ネット上のいじめへの対応	・SNSやネット上でのトラブルやいじめへの対応については、家庭との連携を密にする。また、必要に応じて関係機関と連携し、早期解決を図る。
d	重大ないじめ事案に関するアンケート調査の実施	・重大ないじめ事案に関しては、アンケート調査等を実施し、事実の把握に努める。
e	いじめ事案が生じたときの保護者への情報提供	・いじめ事案が生じたときには、被害者及び加害者の保護者への情報提供を行い、家庭との連携を図る。

<行動計画の推進体制>

行動計画を着実かつ継続的に実施していくためには、いじめ防止という目的の達成に向けて、行動計画に掲げられた施策を推進していくことが求められます。

本校において、計画の推進は、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を行ううえで、全教職員が担うことは当然であります。より効果的な推進を図るため、組織的な動きが重要になります。推進の主体となる下記の項目に従い、推進体制を確認します。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」第22条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

(1) 役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する。
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る。
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う。
- エ) 生徒や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う。
- オ) いじめの疑いや生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある生徒等への事実関係の聴取、生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う。
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う。
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う。
- ケ) 毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

(2) 構成員

日々の事案対応や生徒の情報交換に関するいじめ対策委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、子ども支援コーディネーター、いじめ等学校支援加配、児童生徒支援加配教員、各学年1名（主任か生指）、該当学年（主任、生指、担任）、養護教諭によって組織します。なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員、スクールカウンセラー等を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、市教委指導主事の他、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官OB、教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

いじめの疑いのある事案が発見されたときは、事案の状況把握を行い「いじめ対策委員会」を開催して、事実の確認と今後の方針を検討します。また、その方向性に従い、指導、援助を行います。指導が予定通りいかない場合や対象人数が多い場合については、その都度当委員会を招集して検討を重ねます。

いじめ防止基本方針に関わることを検討する拡大いじめ対策委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、子ども支援コーディネーター、いじめ等学校支援加配、児童生徒支援加配教員等の学校教員の他、学校運営協議会や学校協力者会議のメンバ

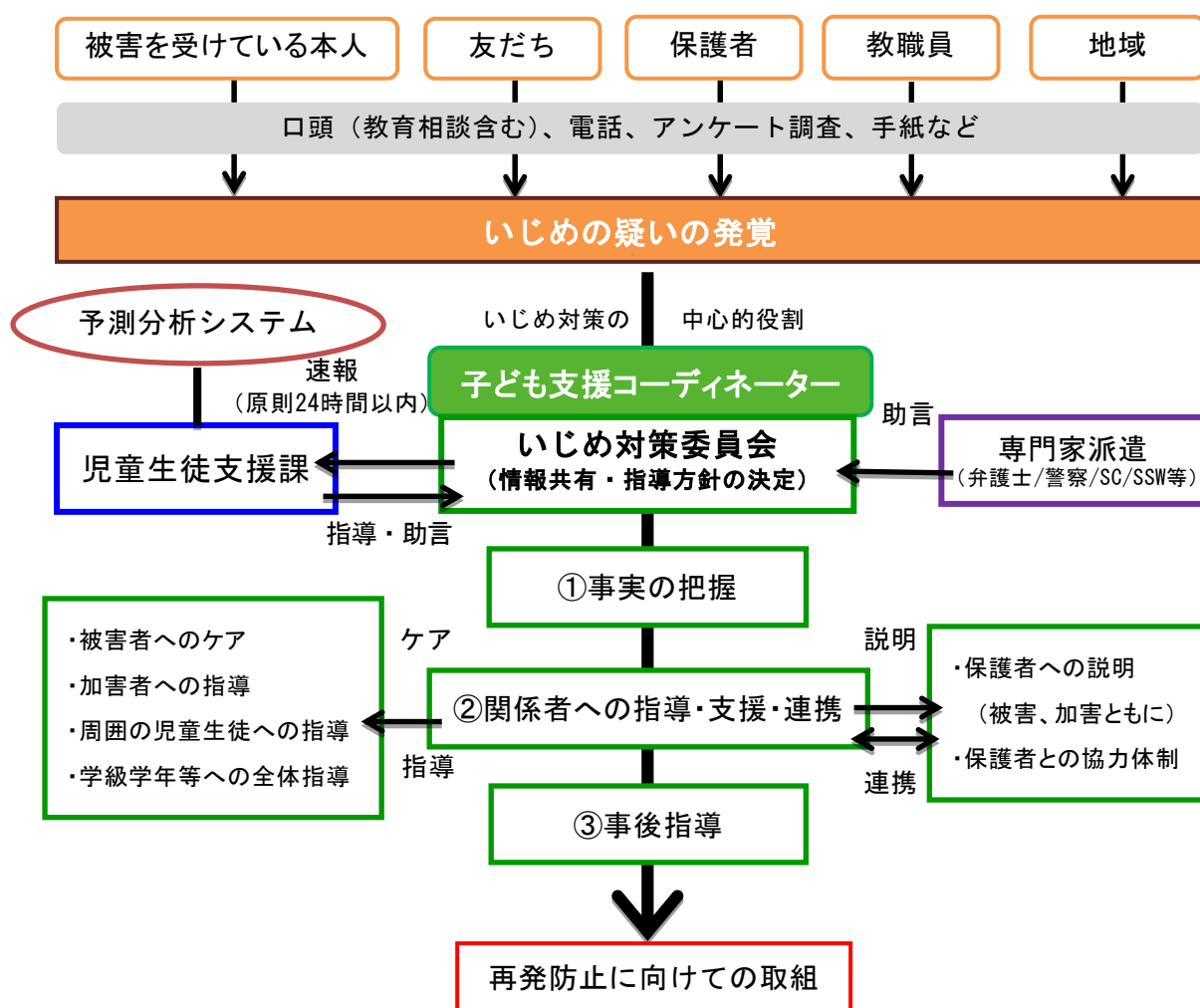
一を含めて実施します。

いじめの(疑い)事案がない場合についても、週1回を原則として実施している生徒指導部会(構成メンバーは当委員会と同様)で、いじめにつながる状況がないかなど情報交換を行い、未然防止に努めます。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



3 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

<計画の推進状況把握と公開>

行動計画の進捗状況把握のためには、計画に基づいて実施された活動実績を把握するとともに、それらの活動を行った結果として、子どもや関係者の意識や行動にどのように影響があったかを把握していきます。

(1) 計画に基づいた活動実績の把握

いじめ防止に向けた行動計画（基本施策）の項目ごとに、毎年10月と3月に進捗状況の確認を行い、計画の実効性について検証を行います。検証方法としては、教員対象の振り返りシートにより成果と課題を明確にしていきます。

(2) いじめに対する意識や行動の変化状況の把握

生徒を対象としたアンケートを10月に実施し、いじめに対する意識や行動の変化について考察します。保護者を対象としたアンケートは、学校評価の振り返りアンケートの項目に入れ、実施します。

(3) いじめ問題の解決状況の把握

発生したいじめ事案への対応や解決状況を学期毎に振り返り、指導を行った状況が改善されているか確認をします。また、1年間を通して、いじめの把握件数と解決状況を整理し、早期対応、適切な指導経過であったかを2月下旬に検証します。

(4) 計画の見直し

上記の(1)～(3)で把握した状況から、改善が必要なところについては計画の見直しを行います。PDCAサイクルを生かして、いじめ防止の施策をよりよく改善していきます。

(5) 教育委員会への報告

1年間の行動計画を評価した内容および行動計画の改善点について、大津市教育委員会に年度末の3月に報告を行います。

(6) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備考
4	職員会議 (①・②・③)	
5	教育相談 (②・③) 〈学校運営協議会 (④)〉	
6	いじめ防止啓発月間 (①・④) ONSプロジェクト (①) 教育相談 (②・③) 学校運営協議会、〈学校協力者会議 (④)〉 SNS講演会 (①)	・生徒会を中心とした取組の実施
7	保護者懇談会 (④) 学校運営協議会 (④)	
8	校内研修会 (①・②・③・④)	

9	教育相談 (②・③)	
10	いじめ防止啓発月間 (①・④) 学校アンケート (②) 教育相談 (②・③) 学校運営協議会、学校協力者会議 (④) 命を思う集い (①・④) いじめに対する意識調査 (①・②・③・④) いじめ基本方針の取組状況進捗評価 (①・②・③・④)	・生徒会を中心にした取組の実施
11	ONSプロジェクト (①)	
12	保護者懇談会 (④) 学校協力者会議 (④)	
1	教育相談 (②・③) 学校運営協議会 (④)	
2	教育相談 (②・③) ピンクシャツデーの取組 (①) いじめに対する意識調査 (①・②・③・④) ONSプロジェクト (①) 学校運営協議会、学校協力者会議 (④)	
3	いじめ基本方針の取組状況進捗評価 (①・②・③・④)	
年間を通じて	朝のあいさつ運動、下駄箱チェック (①・②) いじめ対策委員会 (①・②・③) 校内見守りパトロール (①・②・③) 朝の人権放送 (①) 毎月1回 「苦楽好シート」 (②)	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

<重大事態への対応>

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告します。市教育委員会の判断のもと、その事態に対処し、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。

重大事態とは、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」第28条第1項各号に規定されるものであり、その解釈については以下の通りとします。

ア) 同項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」について

いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断するものとします。例えば、生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合（暴行による骨折、重篤な打撲傷又は受傷状況を考慮）、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定されます。

イ) 同項第2号の「相当の期間」について

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手します。

また、生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態といえない」と判断していたとしても、直ちに、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。